

瀬戸市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、瀬戸市会計規則第7条の3第2項の規定により告示する。

令和4年3月10日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 株式会社リクルートペイメント

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタ
ワー34階

(2) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10
階

2 指定納付受託者に納付させる歳入

(1) 市庁舎税務課窓口における手数料

(2) 市庁舎市民課窓口における手数料

3 指定納付受託者を指定した日

令和4年3月10日